

平成 29 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 1 月 30 日（火）13：30～15：00
- 2 開催場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第 別紙のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から、平成 29 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会を開催いたします。</p> <p>部会の資料につきましては、事前に送付して御持参していただくようお願いしておりました。御手元にない場合は事務局より資料を御渡しいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>次に、部会の成立報告をいたします。</p> <p>「部会運営規程第 3 条の 3」の規定により、部会は部会委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、当部会の委員 5 名が出席することとなっておりますが、昨日、佐藤委員より、出席できなくなったとの連絡がありました。</p> <p>佐藤委員が欠席しておりますが、過半数の 4 人の委員が出席しておりますので、部会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>また、「運営規程第 4 条」の規定により、部会長が必要と認める者に部会の出席を求め、意見を聴くことができることになっており、今回、有識者の立場で、富士大学 学長 岡田秀二様に御意見をいただきたく出席をお願いしておりますことをお知らせします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして岩手県農林水産部林務担当技監から挨拶を申し上げます。</p>
技監	<p>本日は、足元の悪い中、委員の皆様、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様には、日頃より、本県の森林・林業行政の推進につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>昨年は、県ではいわて林業アカデミーを開講し、林業人材の育成に努めるほか、10 月には東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザへの地域材供給を行う自治体の一つに、本県が選定されたところであり、森林林業県岩手をアピールすることができたものと考えております。</p> <p>また、東日本大震災津波から 7 年目を迎えようとしておりますが、林業分野の復旧につきましては、野田村の前浜を除き、防潮堤が完成し、残る海岸防災林の再生を着実に進めているところであります。</p> <p>こうした施策を進めながら、本県林業の持続的な発展と、森林の有する多面的機能を将来にわたって、発揮・保全させていくためには、森林の適正な利用を確保していくことが重要となっております。</p> <p>本日は、久慈市の土石の採掘にかかる林地開発の変更許可 1 件と、洋野町の太陽光発電施設設置にかかる林地開発許可 1 件について、ご審議頂きます。</p> <p>委員の皆様には、森林の秩序ある開発と、開発による災害防止の観点から、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶といたします。</p>

事務局	<p>次に、本日の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>部会長の下館祥二様です。委員の川村冬子様です。同じく郷右近勤様です。同じく猪内次郎様です。富士大学 学長 岡田 秀二様です。</p> <p>続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。</p> <p>林務担当技監の阿部です。森林保全課総括課長の漆原です。森林保全課の主任主査の佐々木です。主査の白藤です。</p> <p>最後になりますが、私は、本日の司会を務める田屋です。</p> <p>次に議事に入りますが、「部会運営規程第3条の2」の規定により、規定により、議長を林地保全部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは暫時、議長として議事の進行にあたらせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに、次第3の報告事項の「10ha 未満の林地開発許可について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、「10ha 未満の林地開発許可について」報告いたします。</p> <p>資料No.1をご覧ください。(資料No.1を説明)</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。ありませんようなので、次に進めさせていただきます。</p> <p>次第4の審議に入りたいと思います。</p> <p>審議に入ります前に、本日の審議事項については、原則、公開としますが、審議の過程において、非公開とすべき事務・事業に関する情報の説明等が必要となった場合は、その時だけ非公開とさせていただきますこととお断りしておきます。</p> <p>これより審議に入ります。</p> <p>平成29年12月20日付けで岩手県知事から意見を求められた審議事項2件について、それぞれ、事務局からの説明の後、審議を行います。</p> <p>次第に基づき、審議事項1件目について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、「久慈市小久慈町第76地割地内の土石の採掘に係る林地開発許可について」の概要について説明いたします。</p> <p>資料No.2をご覧ください。(資料No.2を説明)</p>
議長	<p>それでは、ご質問をお受けしたいと思います。委員の皆様ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
猪内委員	<p>開発行為の概要の中で教えていただきたい所が二つあります。</p> <p>一つ目は、変更による林地開発面積20.0347ヘクタールと、平成10年森林審議会林地保全部会の開発面積の10.6797ヘクタールについて説明していただきたいというのが1点。</p> <p>もう一つは、残置森林面積で、今回の変更で0.8287ヘクタールの減とあるのですが、残置森林面積が減るということをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>【変更による林置開発面積20.0347ヘクタール、平成10年森林審議会林地保全部会の開発面積の10.6797ヘクタールの区域をプロジェクター画面で説明。】</p> <p>10.6797ヘクタールは、平成10年度森林審議会林地保全部会の審議を経て、平成11年3月15日に岩手県指令森第1283号で許可した時の許可面積になります。</p> <p>残置森林面積が0.8287ヘクタール減となったのは、既許可した区域のうち、残置森林であった区域が、今回の区域拡大により開発されたとともに、新たに残置森林が配置されたわけですが、最終的には残置森林面積の0.8287ヘクタールの減となったものです。</p>

猪内委員	残置森林面積が減るのであれば、開発面積がプラスとされるべきではないでしょうか。
事務局	<p>補足いたします。残置森林面積が減っている部分と増えている部分があり、トータルで0.8287ヘクタールが減っているとお話ししました。</p> <p>今回の拡大の面積につきましては、事業区域面積そのものが外側に拡大されており、残置森林ごと外に拡大しているものです。</p> <p>ただし、既許可した残置森林区域の幅が30m以上のところもあり、そのまま綺麗に拡大した訳ではないので、トータルでは0.8287ヘクタールの減となっております。</p> <p>今回の区域拡大においては、林地開発許可の基準であります30m幅で残置森林は配置するという点につきましては、基準を満たしております。</p> <p>また、残置森林面積の減った面積は、開発面積に含まれているということです。</p>
議長	残置森林面積が、減少しても差し支えないということですか。
事務局	全体が大きく広がっておりますが、30m幅の残置森林が配置されておりますので大丈夫です。
川村委員	事業全体の最終的な姿を知るために教えていただきたいと思っております。事業区域面積が27.7534ヘクタールとありますけれども、採石場の最終的な最大面積が27.7534ヘクタールなのでしょうか。
事務局	採石需要の変化に応じて、拡大する可能性があります。現時点では今回の拡大区域内で採掘を進めていくという方針のようです。
岡田学長	<p>基本的に審査基準に適合しているか、審査をしたと思っておりますが、水害防止の審査で、開発地下流の最も狭窄部の位置で、流下面積から洪水流量を計算し、新たに開発する場合の影響についても確認し、30年確率洪水流量を超えないということを確認したということですが、狭窄部の位置はどこであったのか。</p> <p>もう一つは、久慈市内より9km距離があるようですけれども、9キロメートルというのはあつという間です。水害発生に係る今回の開発の影響について説明をお願いします。</p> <p>また、同じとっていいような流域にダムがあるわけですね。大きくは、長内川流域、構造物がある場合のピーク流量との関係、流域全体と洪水との関係、色々な状況より、シミュレーションする必要がありますが、そこは、どうでしょうか。</p> <p>雨量では、最近のところでもこの地点でどのくらいの量、そして、この開発行為のあった期間の中でどのような雨量の変更があったか。これについて、我々が評価できる数字がほしいです。</p>
事務局	<p>洪水調整池の検討にあたっては、最初に下流の最も狭窄部となっている排水施設の流下能力を確認します。今回の狭窄部の、位置は、神庭牛沢と長内川の合流する位置が狭窄部となります。</p> <p>この狭窄部において、開発地に30年に一度の大雨が降った時に、狭窄部にどれくらい水が流れるか計算しました。狭窄部の流下能力は一秒間に40.68立法メートル、30年に一度の大雨が降った場合に狭窄部に流れてくる量は、一秒間に27.34立法メートルで、30年に一度の大雨が流れたとしても、水は流下し、あふれることはないということで洪水調整池の設置はしないものです。</p> <p>長内川から久慈市街まで約9kmしかなく心配であるとの事項について説明します。近年の大雨では2年前の台風10号があげられますが、その時の状況を開発行為者に問い合わせたところ、開発地の場内に降った雨は確実に沈砂池を通して流下し、長内川への影響はなかったとのことでした。</p> <p>また、これまでここ数十年においての、大雨が降った時の長内川の状況も聞</p>

	<p>いたところ、滝ダムがあることから、ダムより下流は洪水調整され、長内川は安定しているという話をしておりました。</p> <p>滝ダムの洪水調整機能は、80年に一度と聞いております。</p>
岡田学長	<p>説明していただいたのですが必ずしも安定しているわけではない。久慈市内は浸水したことがあり、そこは大変気になっています。</p> <p>土石の採掘の開発行為については、これまで変更を繰り返し行っています。</p> <p>全体では約20ヘクタールの開発行為があり、土石の採掘が終わった時に全部を森林に造成しなさいとした場合、安定して水源涵養のできるような森林に再生できるか疑問です。</p> <p>また、狭窄部が開発地ともものすごく近い位置にあります。長内川と合流してそこから下流で長内川の狭窄部的なものも検討する必要があると思います。</p> <p>ここ数十年は大雨に含めて、最近の異常豪雨、ゲリラ豪雨についても、考えていかないと心配です。</p>
議長	<p>私は久慈市の出身でございまして、一昨年8月30日の台風10号の被害は、目の当りにしております。その時は、確かに久慈川の方が溢れたわけですが、長内川の流域の方々のお話では、長内川だって安心してられない状況だったと聞いております。</p>
岡田学長	<p>許可条件として雨量計をつけるということではできるのですか。</p>
事務局	<p>採石場周辺の各箇所にも雨量計が設置されているかと思っておりますので、開発行為者には、それらの雨量データを把握しながら、災害・水害を行きさないよう適正に、開発行為地を管理してくださいと申し述べていきたいと思っております。</p>
議長	<p>この地区には開発行為者のほかにも、数か所、土石を採掘している現場があります。それら、土石の採掘地、全体を把握して対応していくことが必要ではないでしょうか。</p>
岡田学長	<p>許可基準に対しての視点や枠組みというのは、既存の経験を生かしたものであるが、部会長が先ほど言ったとおり、我々が今、持つべき視野は広域なものであるべきであると思っております。</p> <p>ある箇所で基準に適合しているからいいと言うのではなく、その箇所周辺を含め全体像を把握し、例えば、他の開発地や直近の民家も把握したうえで、下流部の広域にわたる水害の対応について明確とする必要があります。</p> <p>申請者には、雨の降り方、色々なことを考え、それなりの合理性をもって許可を出したのだけれども、市も県もこの部会も、下流への影響について心配しているのだから、「開発行為者も一緒になって、対応していただいけませんか」と、申し述べる方法もあるのではないかと。</p>
議長	<p>そういうことを配慮していただきたいということです。</p> <p>そこは、久慈市の水瓶ですから。</p>
技監	<p>岡田学長と部会長から貴重な提案をしていただきました。</p> <p>確かに、水害だとかそういう観点から言いますと、流域全体のこと、広域に捉えるということが必要かと思っております。そういったことも含めて、適正な管理をしていただくように指導してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
川村委員	<p>久慈市と環境保全協定書及び残置森林等に関する協定書の締結という記載がありまして、今までの審議会でも他にこのような案件があったかどうか、また、分かる範囲でそれぞれの協定書の概要を教えてくださいたいです。</p>
事務局	<p>林地許可申請につきましては、残置森林の適正な管理が重要でございますので市町村と林地開発行為者との残置森林の維持管理に関する協定は、これまでの林地開発の案件では、締結されているものです。</p> <p>協定の主な内容は、まず残置森林を伐採しないというもの。また、間伐等により、適正に維持管理をしていくとの内容となっております。</p>

	環境保全協定につきましては、採石場でございますので周囲に粉塵をださないとか、騒音を抑えるというような内容で協定が締結されております。
川村委員	この協定は、この地域に特化した内容ではなく一般的に考えられる内容で協定を結んでいるということですね。
事務局	適正に開発が行われるよう、開発行為者と久慈市との間で締結されているものです。
議長	他に質問ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 原案のとりの内容で許可することについて、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	それでは、許可するようお願いいたします。 次に審議事項2件目について、事務局から説明願います。
事務局	それでは、「九戸郡洋野町中野第1地割字下向地内の工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について」の概要について説明いたします。 資料No.3をご覧ください。 (資料No.3を説明)
議長	ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見をお願いします。
郷右近委員	衛星画像からすると、かなり人里はなれているようですが、一番近い集落で距離的にどのくらい離れているのでしょうか。 また、洋野町長への意見聴取で、「地域住民の意向との関連」の項目では、特に意見なしということなのですが、意見を聴くべき住民が周りにないということなのか、お聞きしたい。
事務局	一番近いのは、九戸郡洋野町中野の集落で西方に約1.7kmとなります。 今回の開発地は、先ほど言った1.7kmの中野地区と阿小木地区の集落の中間地点であることから、洋野町では地域住民への影響はないと判断し、「特に、意見なし」としたと聞いております。
郷右近委員	隣の軽米町は政策的に太陽光発電施設の大規模開発を進めておりますが、洋野町も同じと考えていいでしょうか。
事務局	洋野町のホームページを閲覧してみると、再生可能エネルギー施設導入については、推進しているものであります。
川村委員	住民の関係でお聞きしたいのですが、土地所有者さんがどなたかということをご説明していただきたい。
事務局	土地所有者は、個人の方が所有しているものです。同意を得るにあたっては、開発行為者が、地元のキノコ加工業者さんに手助けしてもらって同意をとったと聞いております。
議長	今回の案件で、隣接土地所有者の同意を得る必要はないのですか。
事務局	今回の案件では、林地開発の基準におきまして、全ての隣接土地所有者からの同意は必要ないです。
川村委員	個人所有で20ヘクタール。1名か2名か、複数の所有の土地か分かりませんが、所有者さん達がこのプロジェクトを受け入れた。同意して開発を行うことですね。 所有者の方がそれを受け入れた、あるいは積極的にやりたいということであれば、私がそれに対して意見をいうことはできません。 太陽光発電施設の個々の案件を審議する度に同じ感想を思うのですが、その市町村、岩手県全体の中で、何基作りたい、何ヘクタール使いたいのかということが私達にはわからない状況です。 法律に従って、10ヘクタール以上の案件についてはこうして林地保全部会で審議しているわけですが、個別で許可条件に適合しているから、雨量の

	排水の処理も適合しているから、それについては認めざるを得ない。
議長	軽米町の例があるように、例えば、20年後終わった後に賃貸料の一部を使って造林するとか、山を大切に直すような方向でやっていただきたいということを我々の意見として付け加えていいと思います。ほかに質問はありませんか。
岡田学長	ここの土地は、売買は済んでいるのですか。
事務局	借地で、賃貸借契約は締結されております。
岡田学長	そうすると、20年後以降も開発行為者は事業を継続するかもしれないけれど、どのような見通しですか。
事務局	開発行為者に確認したところ、20年後以降も事業を継続していくということでした。
岡田学長	許可とは関係ないのですが、この森林のこれまでの利用というのはどんな利用ですか。
事務局	現況は、広葉樹でございます。一部利用としては、シイタケ原木として使われていたこともあるようです。
岡田学長	椎茸振興については、洋野町はどういう状況でしょうか。
議長	洋野町は、農林水産大臣賞を何度も受賞しており、乾椎茸に関しては先進地であります。
技監	洋野町が県内で1番でございます。ここの森林に関しては、広葉樹が1～16年生が87%を占めるということです。仮に所有者が全く森林に関心がないということであれば、広葉樹が50年100年と伸びているはずなのですが、やはり、説明のあったとおり、シイタケ原木、木炭原木として適正に管理して循環利用されてきたのではないかと推察されます。 一方、平らななだらかな所なので、逆に太陽光発電に適している土地だということで今回申請があったものと思われま。
猪内委員	発電施設は一部運用開始ということであり、売電開始予定が今年の12月になっております。 工事のスケジュール等分かっている範囲で教えていただきたいが、10ヶ月でこれだけの区域の木を切って、造成して、施設を設置するという事は厳しいように思いますけれども、いかがでしょうか。
事務局	工区が3つございまして、このうち第3工区は、面積も小さいので、ここから先に売電するものと思われま。
猪内委員	開発地では、天然性の広葉樹があったり、アカマツ、カラマツがあったりということなので、おそらく伐採の作業が入ると思います。いわて林業アカデミーなどの取組みにより、林業技術者を増やしている訳ですけれども、県全体としてはまだまだ技術者は不足している中で、開発行為に技術者がたくさん必要となり、森林の施策においても、技術者が不足するという事も考えられます。 開発を行うにあたり、森林施策に支障がないようにスケジュールを検討していただきたいと考えております。 そして、伐った木は有効に使っていただきたいと思っております。
議長	その他ご質問、ご意見は、ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 原案のとおりの内容で許可することについて、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしということから、原案のとおりの内容で許可するよう御願いたします。 ここで事務局にお返しします。

事務局	<p>本日は、熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。 これもちまして、平成 29 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会を閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
-----	--

平成 29 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	下 舘 祥二 佐藤 礼子 川村 冬子 郷右近 勤 猪内 次郎	欠席
有識者	富士大学 学 長	岡田 秀二	
事 務 局 岩手県農林水産部 森 林 保 全 課	林務担当技監 総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 (静岡県派遣) 主 査	阿部 義樹 漆原 隆一 田屋 了 佐々木 敏明 土野 恵美子 石 亀 竜太 石 橋 宣昭 白藤 清伸	
県北広域振興局林務部	主任	音喜多 陽子	



## 平成 29 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 30 年 1 月 30 日 (火)  
13 : 30 ~ 15 : 00  
場 所 : 岩手県水産会館 5 階  
大会議室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項  
10ha 未満の林地開発許可（平成 29 年 12 月 14 日～平成 30 年 1 月 29 日）について  
【資料 N0 1】
- 4 審議事項
  - (1) 久慈市小久慈町第 67 地割地内の土石の採掘に係る林地開発許可について 【資料 N0 2】
  - (2) 九戸郡洋野町中野第 1 地割字下向地内の工場・事業場の設置（太陽光発電施設）  
に係る林地開発許可について 【資料 N0 3】
- 5 閉 会